

## 合併問題調査特別委員会研修報告

11月12日・13日

### 〈山口県周南市〉

十五年四月二市二町で合併。この地域が周南地区として広く認知されていることから周南市と決定した。

新市の事務所は、地理的、施設の大きさから、旧徳山市役所を本庁とし、他の三つを総合支所とした。住民サービスの低下を防ぐ、市民が利用しやすい等を基本としている。

議会議員の定数及び任期は、合併後二年間引き続き新市の議会議員として在任。新市なつて初めての予算・決算を見届けたいのが理由。

農業委員会委員の定数及び任期は合併特例法で平成十七年七月まで存続とした。

問題点としては、諸条件の相違の調整を先送りにしていること。

### 〈佐賀県小城市合併協議会〉

新市の名称は小城市と決定。十七年三月合併予定。



山口県周南市での研修

新市の事務所は、現四庁舎を活用し、分庁方式とした。各庁舎には人員を配置し、総合窓口を置く。又五年後を目途に本庁方式に移行する。

議員の任期及び定数は、一年の在任期間をとつた。定数は特例後二十六人とした。

農業委員は、地域の農業事情への配慮から十七年七月十九日までとした。定数は二十。

問題点として、新市に先送りされているものが多く、特に五年後、本庁方式に移行する場合の庁舎をどうするかについても先送りとなっている。今後の菊池南部四町合併についても住民の皆さんに納得していただける様頑張ります。

い⑤社会体育関係の取扱い⑥姉妹都市・国際交

位置については先送りしないこととする。

特別委員会では、新庁舎の位置についても検討を行うこととする。

新市の事務所の位置②特別職の職員の身分の取扱い③介護保険事項の取扱い④公営住宅の取扱い

行上の利便性、効率性などの観点から検証を行い、その際併せて、新庁舎建設による本庁方式についても検討を行うこととする。

前に決定しておくよう修正案を出すこととした。又、協議事項の公営住宅のが増額となる問題では、家賃が上がらないような工夫をするように要望した。



第4回菊池南部四町合併協議会（西合志町）  
(写真提供：菊池南部四町合併協議会事務局)

